

**令和2年度 シンガポールにおける
「テストマーケティング&オンライン商談による販路開拓事業」参加募集要項**

新潟県と(公財)にいがた産業創造機構(NICO)では、新潟県産の食品および農林水産物の、シンガポールでの販路拡大を図るため、現地の日本食材を取り扱う小売店でのテストマーケティングおよび、同国の小売店のバイヤーとの「WEB商談」を実施します。現地に渡航せずに新型コロナウイルス感染症のリスクを避けながら、現地消費者のニーズを把握し販路開拓を行う取り組みです。

1. 事業概要

2020年11月から2021年2月にかけて、以下(1)及び(2)の新潟県産品の販路開拓プロモーションをシンガポールにて実施します。参加希望の企業様は、本要項にお目通しいたいただき、別添の参加申込書にて、(公財)にいがた産業創造機構までお申込み下さい。

(1) シンガポール現地小売店でのテストマーケティング

シンガポールの日本食材取扱店において、「Niigata Fair」として新潟県産品の販売コーナーを設置し、一般消費者へのテスト販売を実施いたします。現地の一般消費者の反応等を参加企業様へフィードバックすることで、今後の海外向け商品の改良や現地における販路開拓へ繋がります。

期 間：11月中旬～12月中旬(1ヶ月程度)

予定場所：Fish Mart SAKURAYA (154 West Coast Road #B1-50 West Coast Plaza)

URL：<http://www.sakuraya.com.sg/e-location.php>

※ テストマーケティングを実施する「Fish Mart SAKURAYA」はスーパーとレストランを併設した店舗です。スーパーでは鮮魚、冷凍食品、加工品、調味料、菓子、酒等の幅広い日本食材を取り扱っております。また、ローカルがメイン顧客の店舗であり、シンガポール人のファミリー層に多く利用されています。

※ 期間中、一部日程において現地スタッフによる試食アンケート等を実施予定です。但し、新型コロナウイルス感染症の拡大により店頭での試食が出来ない可能性がございます。その場合は別途モニタリング等を実施し、一般消費者からの声をフィードバックいたします。

定員/品目数：15企業/30品目程度(定員を超えた場合は選定をさせていただきます)

◎テストマーケティングで販売する商品は**無償で提供**して頂きます。販売分の売上代金はお支払いできませんのでご注意ください。

(2) シンガポールバイヤーとのオンライン商談

シンガポールにおいて販路開拓を目指す企業様の商品について、企業様と現地バイヤーをオンラインにて繋ぎ、WEB商談を開催いたし、販路開拓を目指します。

期 間：12月中旬～翌年1月(予定)

商談先：1社あたり5件程度（小売店、飲食店、食品卸等）

定員/品目数：8社/16品目程度〔常温品・冷蔵品・冷凍品〕

- ※ 上記の定員を越えた場合、オンライン商談にご参加頂く企業は「(1)シンガポール現地小売店でのテストマーケティング」の売上等の結果をもとに選定し、決定致します。
- ※ 商談は現地の小売業、飲食業、卸売業等のバイヤーを想定しております。
- ※ オンライン商談は上記期間中、参加企業様及び現地バイヤーと日程調整の上、随時実施いたします。
- ※ オンライン商談には本事業運営委託先の関係者も参加し、商談をサポートいたします。加えて当機構の関係者が参加する場合がございます。
- ※ オンライン商談に向けて本事業では30秒から1分程度のPR動画を作成いたします。動画作成の為に素材は参加企業様にご用意頂きます。
- ※ オンライン商談はZOOM等のツールを使用し、実施いたします。必要機器及び設備（インターネット接続環境、パソコンまたは携帯端末）、ヘッド（イヤホン、カメラ等）のご準備をお願い致します。

2. 事業スケジュール

本事業のスケジュールは下記をご参照ください。下線部分は参加企業様にご対応頂く項目となります。

9月3日(木)	「事前セミナー・個別商談会」
<u>9月17日(木)</u>	<u>事業参加申込締切</u>
9月 下旬迄	選考結果通知
<u>9月 下旬</u>	<u>輸送量の確定、輸送に向けたラベル貼付、梱包、書類作成 等</u>
<u>10月 2週目</u>	<u>国内指定倉庫へ商品到着</u>
11月 上旬	商品シンガポール到着
<u>11月 中旬</u>	<u>テストマーケティング、試食アンケートの実施</u>
<u>12月 初旬</u>	<u>オンライン商談会参加者様決定及び商談用サンプルの送付</u>
<u>12月 上旬</u>	<u>商談用資料（動画）の素材提供及び作成</u>
<u>12月下旬～1月</u>	<u>オンライン商談（アフターフォロー）</u>
2月	事業報告

3. 参加条件

- (1) テストマーケティング（試食用含む）、オンライン商談に使用する商品が無償でご提供いただくこと。

【ご提供目安】

テストマーケティング販売用 1品目あたり20個程度
(小売用商品をご提供ください)

テストマーケティング試食用 20-50名分

- ※ 商品の内容や量によって数量が異なります。数量は、商品選定後に運営委託先と調整のうえ連絡させていただきます。
- ※ 少量サンプルをお持ちの場合は、オンライン商談用に少量サイズをご提供ください。
- ※ 試食アンケートは複数回に分けて開催する可能性がございます。よって、開封後の賞味期限が短いものは目安より多めにご用意頂くようお願い申し上げます。

(2) 新潟県内に事業所を有していること。

(3) 新潟県内で生産されている食品であること。

(4) 県産食品を主原料とし、製造日から賞味期限まで原則6ヶ月以上あるもの。

(5) シンガポールの規制等をクリアしているもの

※ 主なシンガポール規制対象品目

チューインガム、家禽肉、鶏卵加工品、ハイリスク水産品（冷蔵生牡蠣、冷蔵とり貝、調理済み冷蔵エビ、冷蔵かに肉）など

※ シンガポールの食品輸入規制及び原発事故に伴う食品の規制に関しましては、事前に各種ホームページをご確認ください。

【ジェトロ】日本からの輸出に関する制度

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/sg/foods/exportguide/>

【農林水産省】シンガポールによる日本産食品の輸出に係る原発関連の規制について

https://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/singapore_shoumei.html

【同上】東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う諸外国・地域の輸入規制への対応

https://www.maff.go.jp/j/export/e_info/hukushima_kakukokukensa.html

(6) 参加商品の輸出入手続きに係る必要な商品情報の提供及び商品に係る POP 等の各種資料のための資料作成（画像及び動画や文字情報の提供等）に遅滞なくご協力いただけること。

(7) 事業実施後も成果把握等のために実施する各種アンケートやヒアリング等にご対応いただけること。

4. 費用

(1) 主催者が負担するもの

- ・テストマーケティング及びWEB商談会事業実施全般
- ・テストマーケティング用商品及びWEB商談用サンプルの日本国内指定場所からシンガポールへの海上輸送費（航空便による輸送費は参加企業様のご負担となります）
- ・PR動画の作成費（標準仕様の動画作成費用。特別仕様については別途、参加企業様のご負担となります）
- ・オンライン商談実施時の通訳費

(2) 参加企業様にご負担いただくもの

- ・テストマーケティング、オンライン商談に使用する商品

- ・ 日本国内指定場所までの上記商品の輸送費
- ・ 輸出にかかる各種証明書の取得費用（衛生証明書、放射性物質検査証明、産地証明等）
- ・ 現地対応のラベル貼付に係る費用（運営委託者が参加企業様より提供された情報に基づき必要な内容英訳し送付いたします。テストマーケティング用ラベルの印刷及び参加商品への貼付をお願い致します。）
- ・ PR動画作成のための素材の提供
- ・ その他、主催者が負担する経費以外

5. 参加企業選定方法

参加申込多数の場合、参加商品数を調整させていただくことや、参加のご希望に添えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

6. 参加申込

2020年9月17日（木）17時必着

参加をご希望される方は、参加申込書を、下記までご提出ください。

（公財）にいがた産業創造機構 マーケティング支援グループ 海外展開支援チーム 阿部

E-mail kaigai@nico.or.jp/ Tel 025-246-0063

7. 留意事項

- （1）ご提供いただいた参加商品はテストマーケティング商品及オンライン商談用サンプルとして使用いたします。委託販売方式ではございませんので売上金等が参加企業様に戻ることはなく、また本事業終了後の参加商品の返品もいたしません。また、現地に参加商品が届いた時点で参加商品の一部滅失、破損、欠損が生じていた場合や、通関を通らない等によって参加商品が現地に届かずプロモーションができなくなった場合でも、一切の責任を負いかねます。
- （2）参加商品選考後であっても、事業参加者様が本応募要領記載の参加条件を満たしていないことが判明した場合、参加をお断りする場合がございます。
- （3）本事業にて、万が一事業参加者企業様が損害や不利益を被る事態が生じたとしても、当機構の故意または重過失によるものを除き、当機構はその責任を負わないものとします。
- （4）本事業にて、事業参加者様自らが製造、加工又は原材料、賞味期限の一定の表示に関して、万一商品の瑕疵により他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、過失の有無、第三者の翻訳の差異にかかわらず、これによって生じた損害については、当機構はその責任を負わないものとします。
- （5）本事業実施期間内及びその前後を通じて発生した事故、盗難、損傷等のいかなる損害についても、当機構の故意または重過失による場合を除き、当機構はその責任を負わないものとします。
- （6）社会紛争、天災、行政または司法による判断、テロリズム、現地政治情勢の変動その他不可

抗力により、本事業の全部または一部の実施が不能または困難となった場合には、参加企業様が被る損害について当機構はその責任を負わないものとします。